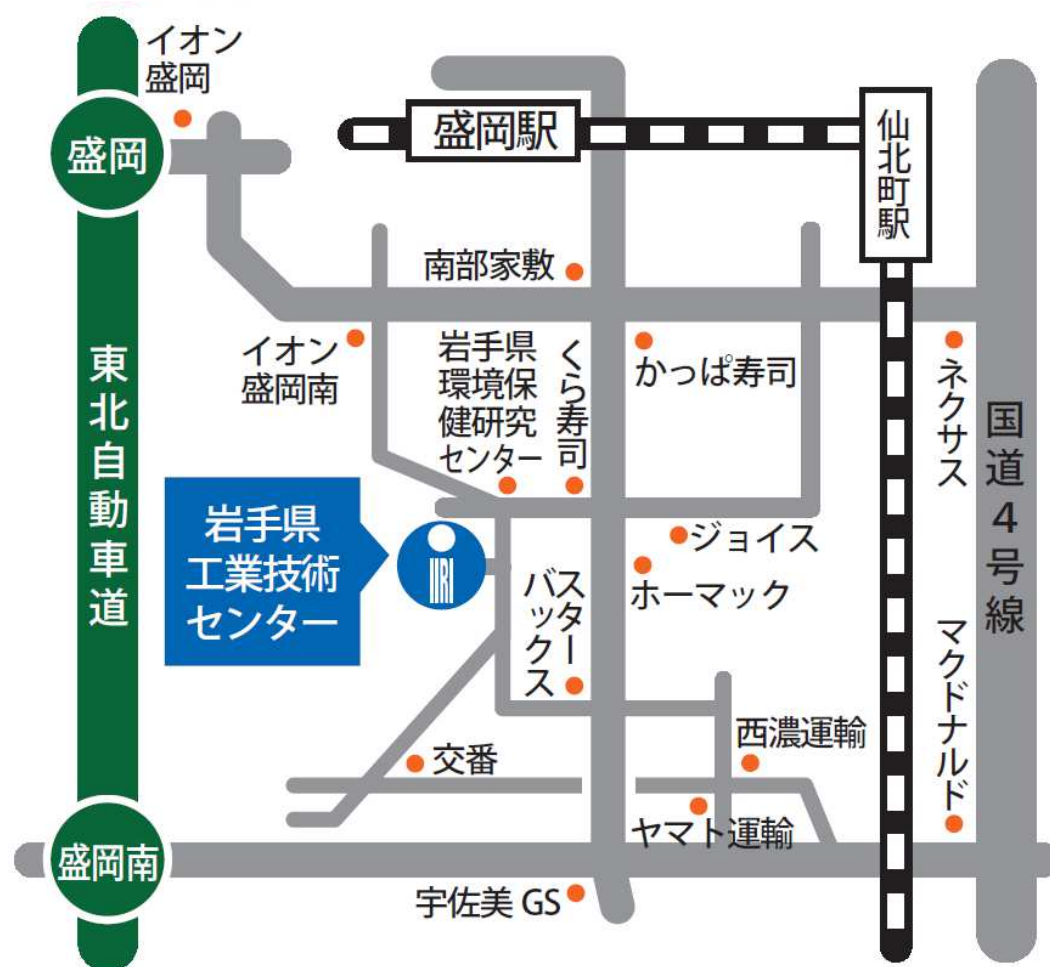


交通のご案内



● JR盛岡駅より

*バス(盛岡駅東口バス乗り場 13番乗り場)

- ・「よぼういがく協会」行き→(約20分)→「工業技術センター前」→徒歩(約2分)
- ・「イオン盛岡南」行き→(約10分)→「イオン盛岡南」→徒歩(約15分)
- ・「矢巾営業所(向中野経由)」行き→(約30分)→「工業技術センター前」→徒歩(約2分)

*タクシー(約10分)

● 東北自動車道 盛岡南ICより

車で約10分

地方独立行政法人 岩手県工業技術センター

事業のあらまし

平成29年度版

さまざまな技術的課題に専門スタッフがお応えします。

お気軽にご相談ください。

復興相談専用ダイヤル 電話 019-635-1119

所在地	〒020-0857 岩手県盛岡市北飯岡二丁目4-25
電話番号	019-635-1115(代表)
ファクス	019-635-0311
電子メール	CD0002@pref.iwate.jp
ホームページ	http://www2.pref.iwate.jp/~kiri/
業務時間	午前8時30分～午後5時15分 (ご要望により午後7時まで)
定休日	土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始



平成29年度 地方独立行政法人 岩手県工業技術センター 事業一覧表

No.	事業の種類	内容	費用	期間	実施場所	申込方法	備考
1	技術相談	新技術の照会、製品・原材料の分析や技術開発資金など、技術に関する様々な問題についての相談に応じます。	無料	-	センターなど	電話、来所、FAX、 電子メールなど	
2	企業訪問	企業等の現場に直接職員が伺い、技術的課題の調査・解決に向けた助言を行います。			企業など		
3	依頼試験・依頼加工	各種分析・計測を行い、その結果を成績書として発行します。また、加工(デザイン加工含む)を行い、加工品をお渡します。	有料	-	センター	申込書	○期日指定料金は、通常料金の2倍 ※支払方法:現金、口座振込
4	機器貸出	センターが所有する機器を貸し出します(一部の機器は所外への貸出も行っています)。			センター または 企業など		○機器貸出パック*は、月額5万円 (事業No.6併用の場合は、月額1万円) ○パック対象機器は特定機器**を除く ※支払方法:現金、口座振込
5	受託研究	企業等の希望により、センターが行う研究です。	有料 (全額負担、例外あり)	概ね3ヶ月以上	センター	申込書	○特例:経費減額 ※費用支払方法:別途契約書による
6	共同研究	企業等の希望により、企業等とセンターが共同で行う研究です。	有料 (一部・全額負担、 例外あり)		センター及び 企業など		○特例:経費減額 ※費用支払方法:別途契約書による ○共同研究員室利用可:月額2万円/1人 (一社で複数名使用する場合、二人目以降 1人当たり月額1万円) ※上記料金支払方法:口座振込 <サービス内容> 事務机、PHS等の貸与。FAX、コピー機の設置。 ○機器利用料金 ※支払方法:機器貸出と同様
7	デザイン制作	企業等の希望により、デザイン制作を行います(デザイン創作を伴わない場合は、デザイン加工で対応します)。	有料	-	センター	申込書 (事前協議のこと)	○提供されたデザインを使用する場合、使用 料の負担あり ※支払方法:口座振込
8	研究員派遣	企業等の開発・研究を加速的に進めるため、研究員を一定期間、企業等に派遣します。	有料 (1万円/人・日)	概ね10日以上 60日以内/年間	企業など	申込書	○派遣は、連日または一日単位で可 ※支払方法:口座振込(月締め翌月払い)
9	研究開発型 人材育成支援	企業等の技術課題解決のため、企業等の技術者を受入れ、研究開発の支援を行います。	有料 (1万円/月・ 実施期間中)	概ね1ヶ月以上 1年以内	センター		○機器利用は無料(特定機器**を除く) ○成果報告会を開催 ※支払方法:現金、口座振込
10	技術課題解決型 人材育成支援	企業等の非正規雇用者または勤続年数が概ね5年未満の正規雇用者を受入れ、企業等の技術課題の解決に取り組むことで、人材育成を行います。					
11	人材育成	講習会・セミナーを開催するとともに、職員を講師として派遣し、企業技術者等の育成を支援します。	無料	-	随所	電話、来所、FAX、 電子メールなど	
12	復興支援	東日本大震災津波及び平成28年台風10号被災企業への、サービス料金の減免、生産活動支援等を行います。	個別対応				○被災企業へはサービス料金の減免を行っております。詳細についてはお問い合わせください。

*: 機器貸出パックとは、センター貸出対象機器のうち特定機器を除いたものを、センター内で月額5万円で利用できる定額制度です。

** : 特定機器とは、成果を得るために一定期間連続して使用する機器及び利用料が1万円/時間以上の機器等です。詳細はお問い合わせください。

※ これらの事業をご利用の際は、事前にご連絡いただければ幸いです。